

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：令和4年4月21日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(1期)〕（令和4年3月度）

対象期間：令和4年3月1日～令和4年3月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	令和3年11月8日付 (t/月)
動植物性残さ	埋立処分終了届出済 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他（安定型混合物）	(t/月)
その他（管理型混合物）	(t/月)
その他（	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ピット
採取日	令和4年3月17日	令和4年3月17日	
検査結果が得られた日	令和4年3月24日	令和4年3月24日	
電気伝導率 ※2	24	88	
塩化物イオン ※2	12	82	
水素イオン濃度			
生物化学的酸素要求量			
化学的酸素要求量			
浮遊物質			
窒素含有量 ※3			
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和4年3月17日	令和4年3月17日	令和4年3月17日	令和4年3月17日	令和4年3月17日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和4年4月21日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(2期)〕（令和4年3月度）

対象期間： 令和4年3月1日～令和4年3月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	155.05 (t/月)
污泥	78.62 (t/月)
廃プラスチック類	78.48 (t/月)
紙くず	7.48 (t/月)
木くず	7.78 (t/月)
繊維くず	17.43 (t/月)
動植物性残さ	11.91 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	0.63 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	33.91 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	125.92 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	36.30 (t/月)
その他（安定型混合物）	7.64 (t/月)
その他（管理型混合物）	332.43 (t/月)
その他（）	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ビット
採取日	令和4年3月16日	令和4年3月16日	令和4年3月30日
検査結果が得られた日	令和4年3月28日	令和4年3月28日	令和4年4月6日
電気伝導率 ※2	28.3	9.28	
塩化物イオン ※2	19	8	
水素イオン濃度			6.6
生物化学的酸素要求量			0.8
化学的酸素要求量			17
浮遊物質			2
窒素含有量 ※3			3.0
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和4年3月16日	令和4年3月16日	令和4年3月16日	令和4年3月16日	令和4年3月16日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。